

令和7年度も
継続決定!

看護職向け

「就業・定着奨励金」 ガイドブック

令和7年度版



・就業6か月後 **5万円**

・2年従事で **15万円**

※交付は各1回を限度



〈注意点〉

新しくなってスタート!

① **令和7年4月以降**の
対象研修を受講

② **受講証明書の有効期限は1年**

※令和6年度までの受講証明書は、令和7年6月までの就業にて申請可能

東京都ナースプラザが実施する対象研修を受講した上で、
医療機関や介護施設等へ再就業・再雇用し、
一定期間従事した方に対し、就業・定着奨励金を支給いたします。


めざすは
最大
20万円
の奨励金



東京都ナースプラザ

〔設置主体〕  東京都

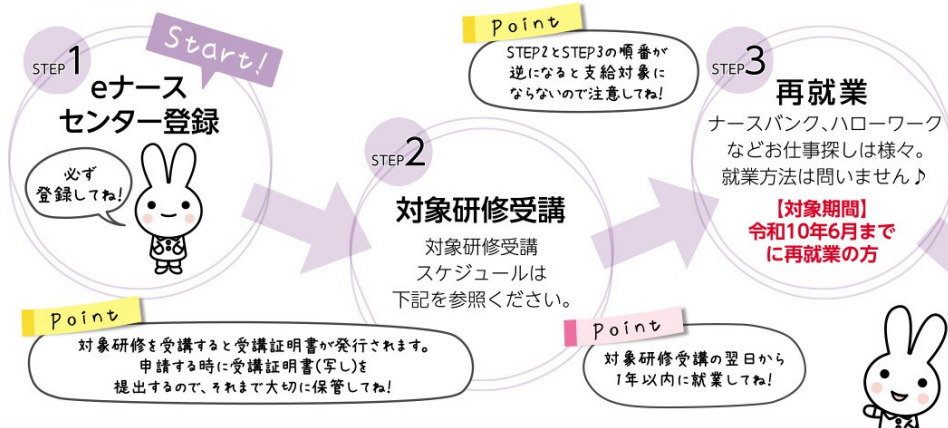
〔運営受託者〕

 公益社団法人
東京都看護協会
TOKYO NURSING ASSOCIATION



現在離職されている方

対象研修を受講後、再就業すると「就業・定着奨励金」支給の対象になります。



●対象研修 各研修の受講対象、申込方法はホームページでご確認ください。

再就業支援研修

再就業支援研修の詳細はコチラ→



研修内容	開催日時	応募締切	場所
再就職へのステップ3日間研修 - 技術研修 (採血・点滴静脈内注射等) 含 -	① 5月21日(火)~ 5月23日(金) 9:30~16:00	4月21日(月)	東京
	② 8月27日(火)~ 8月29日(金) 9:30~16:00	7月14日(月)	東京
	③ 10月29日(火)~ 10月31日(金) 9:30~16:00	9月22日(月)	東京
	④ 1月28日(火)~ 1月30日(金) 9:30~16:00	12月8日(月)	東京
求職者のための採血・点滴静脈内注射の基本	① 6月13日(金) 12:00~16:00	5月13日(火)	東京
	② 9月12日(金) 12:00~16:00	8月 4日(月)	東京
	③ 11月14日(金) 12:00~16:00	10月14日(火)	東京
	④ 2月13日(金) 12:00~16:00	1月13日(火)	東京
求職者のための急変時の看護	3月 6日(金) 9:45~12:45	2月 3日(火)	立川
求職者のための経管栄養の基本	10月 6日(月) 13:30~16:30	9月 1日(月)	東京
求職者のための酸素療法の基本	① 9月29日(月) 13:30~16:30	8月19日(火)	東京
	② 2月18日(火) 13:30~16:30	1月13日(火)	立川
求職者のための糖尿病治療薬の基本	① 5月26日(月) 9:30~12:30	4月28日(月)	東京
	② 11月10日(月) 9:30~12:30	10月 6日(月)	立川

復職支援研修

実施施設・日程はコチラ→



研修日程・研修場所は5月下旬にホームページに掲載します。

- 病院体験コース(1日随時/3日間)
- 施設体験コース(1日随時/3日間)
- 学校に戻って体験コース(各都立看護専門学校で実施)

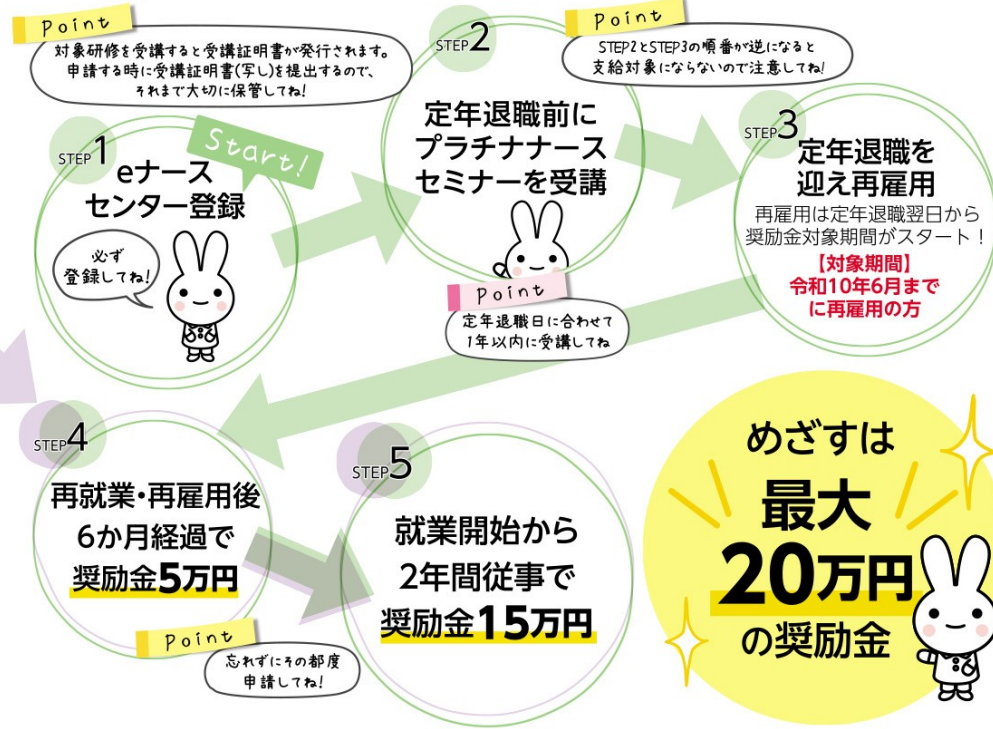
プラチナナースセミナー

おおむね50歳以上の方が対象のセミナーです。詳細は右記を参照ください。



就業中で定年が近い方

定年退職後、同施設に再雇用されることも再就業とみなし、「就業・定着奨励金」支給の対象になります。また別の施設に新たに就業することも対象です。



●対象研修

プラチナナースセミナー

プラチナナースセミナーの詳細はコチラ→



おおむね50歳以上の方が対象のセミナーです。

メインテーマ「充実した第二の人生をデザインする」

- 日程 第1回 5月31日(土) 第2回 8月 7日(木)
- 第3回 10月25日(土) 第4回 R.1月27日(火)
- ※各回で講師、内容が異なります。

- 時間 13:30~16:00
- 会場 東京都ナースプラザ (WEBでも受講できます)
- 定員 180名(会場内受講 先着100名まで)
- 対象 おおむね50歳以上の看護職(下記①または②の方)
 - ① 東京都内の病院・施設に就業中の方
 - ② 東京都内に看護職として就業を希望する離職中の方

申込方法はホームページをご確認ください



Point

プラチナナースセミナーは定年前に在職のまま受講できる唯一の研修です!



就業・定着奨励金の支給要件



NEW

- ① 対象研修を受講した日の翌日から1年以内の再就業・再雇用である
- ② 都内の病院・クリニック・訪問看護ステーション※などに勤務している
- ③ 看護職で再就業・再雇用している
- ④ 1施設で1週間の所定労働時間20時間以上就労している
- ⑤ 再就業・再雇用後、6か月又は2年を継続して従事している

※都内にある、医療法その他の法令等に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置する施設。
詳しくは就業・定着奨励金専用ページの「その他法令等に該当する施設一覧」をご覧ください。

支給申請方法

申請書類

- ①就業・定着奨励金支給申請書
- ②就労証明書 ※就労証明書は雇用元事業所に提出し、証明を受けてください。
- ③対象研修の「受講証明書」の写し

申請時期

就業を開始した日から起算し、継続して6か月又は2年が経過した日(申請可能日)からその都度申請をしてください。
また、申請期間は、申請可能日より各々6か月以内(消印有効)となります。

申請方法及び郵送先

申請書類を郵送してください。
〒160-0023
東京都新宿区西新宿4-2-19 東京都ナースプラザ 就業・定着奨励金担当 宛

申請後の流れ

郵送→申請書類受理→奨励金交付(不交付)決定通知の連絡→指定口座へ振込

就業・定着奨励金
専用ページ



申請書類①②
ダウンロード

よくある質問

- Q 『受講証明書の有効期限は1年』について教えてください。
- A 例えば令和7年5月31日に対象研修を受講した場合、令和8年5月31日までの1年以内に就業を開始した方が有効となります。
- Q 令和6年度までの受講証明書を持っていますが、どうしたらよいですか？
- A 旧支給要件により申請が出来ます。上記支給要件の①を「対象研修受講後、令和7年6月までの再就業・再雇用である」に読み替えてください。②～⑤は上記のとおりです。
- Q 年度更新(派遣の契約更新も同様)は、更新日以降に新しい職場へ再就業した扱いとなりますか。
- A 『継続』が前提とされている年度更新(契約更新)の場合、就業が継続しているため申請は認められません。ただし、応募して選考の結果採用された場合は、新しい職場に再就業したと考えられますので、新たな雇用となる前に研修を受講し、6か月経過後に申請をしてください。
- Q 再就業後、転職をしました。就業の継続期間などに影響はありますか？
- A 退職の翌日から1か月以内に転職した場合は、離職期間も含めて引き続き就業期間とします。

東京都ナースプラザ 就業・定着奨励金担当 〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-2-19

専用ダイヤル

03-6304-2611

詳細は「東京都ナースプラザ
ホームページ」をご覧ください。

メールアドレス

shoreikin@np-tokyo.jp

<https://www.np-tokyo.jp/>